

## 令和2年度

### 鬼怒川上流ダム群水源地域ビジョン推進協議会・ 川俣ダム部会の開催結果について

令和元年12月19日に鬼怒川上流ダム群水源地域ビジョン推進協議会（以下、推進協議会と呼ぶ）が設立され、推進協議会の下部組織として川俣ダム部会を設け、川俣周辺のダム空間（ダム湖やダム堤体など）の利活用を地域の方々と検討していくこととなりました。

#### 当日の開催結果について

##### 1. 川俣ダム部会規約を策定し川俣ダム部会を設立しました。

- ・令和2年11月30日に鬼怒川上流ダム群水源地域ビジョン推進協議会・川俣ダム部会を開催し、川俣ダム部会の規約を定め、川俣ダム部会の会長は、鬼怒川ダム統合管理事務所所長、副会長は日光市地域振興部長が務めることとしました。
- ・川俣ダム部会規約は、令和2年11月30日より施行します。

##### 2. 川俣湖水面利用ルールを策定しました。

- ・川俣湖の利活用を推進するために、以下のように水面利用ルールを策定いたしました。
  - 進入路についてその位置、名称、利用区分、適用期間を定めました。
  - 水面について利用可能範囲、利用区分、適用期間を定めました。
  - 水面利用が可能な利用内容について定めました。
  - 本ルールを令和2年12月1日から適用します。

##### 3. 令和2年度および令和3年度の川俣湖の利用予定について報告がありました。

- ・令和2年度は、川俣湖漁業協同組合の水面利用期間は4月5日～10月31日で、ます成魚、いわな・やまめ成魚の放流を行っているとの報告がありました。
- ・令和3年度については、令和2年度に準ずる予定であるとの報告がありました。

以上